

伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る設計業務の実施にかかる公告

次のとおり「伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る実施設計業務」の提案業者を公募型プロポーザル方式により募集するので、守山市プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領（平成20年告示第40号）第9条第2項の規定により公告する。

令和2年8月5日

守山市長 宮本 和宏

1 業務の概要

- (1) 業務名 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、拠点施設）整備に係る実施設計
- (2) 業務内容 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、拠点施設）の施設整備に係る実施設計、展示にかかる計画及び実施設計、方形区画内の外構設計
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月30日まで
- (4) 業務委託料 28,274千円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。

2 参加資格要件

以下の(1)に掲げる資格を満たしている単体企業または(2)に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

なお、資格要件の審査基準日は本業務の実施にかかる公告をした日の前日とする。

(1) 単体企業の場合

次に示すすべての要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

- (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- ウ 国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。
- エ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- オ 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等（本プロポーザルに参加しようとする法人の役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- キ 平成22年4月1日から令和2年7月31日までに契約履行が完了した、同種の業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員であるものに限る。）として受注した実績があること。なお、参加資格要件における同種の業務は次のとおりとする。
 - <同種業務>

博物館、文化財の展示や収蔵等にかかる施設、遺跡ガイダンス施設、図書館や美術館などの文化施設の新築、増築または改築の実施設計業務（ただし基本設計業務および設計意図伝達の業務を除く）。但し、守山市内に建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者は、国または地方公共団体が発注した公共施設（用途を問わない）の実施設計業務の実績に変えることができる。
- ク 配置予定技術者に関する要件
 - (ア) 管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者を各1名（なお管理技術者と意匠担当主任技術者および電気設備担当主任技術者と機械設備担当主任技術者は兼務を可とする。）

を配置すること。なお、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所に所属する者を配置することができる。

(イ) 管理技術者および構造担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(ウ) 電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士または建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士であること。

(エ) 契約締結時に(ア)に掲げる技術者の一覧を提出すること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体に関する要件

(ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の共同企業体の構成員または協力事務所でないこと。

(イ) 構成員は3者以下とし、その出資比率はそれぞれ30%以上であること。

(ウ) 各構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。

イ すべての構成員に関する要件

上記(1)アからカに掲げる条件をすべて満たしていること。

ウ 代表構成員に関する要件

(ア) 上記(1)キに掲げる条件を満たしている者であること。

(イ) その他の構成員の出資比率を上回ること。

(ウ) 管理技術者を配置すること。

エ 配置予定技術者に関する要件 上記(1)クに同じ。

3 手続等

(1) 事務局

守山市教育委員会事務局文化財保護課

住所：滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話番号：077-582-1156

ファックス番号：077-582-9441

メールアドレス：bunnkazai@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

(2) 実施要項等交付場所および問い合わせ先：上記(1)の事務局に同じ

(3) 実施要項等の交付期間：公告日から令和2年8月27日（木曜日）まで

(4) 実施要項等の交付方法：守山市のホームページ内よりダウンロード

(5) 説明会：伊勢遺跡整備に係る史跡伊勢遺跡および市内遺跡の概要説明会を行う。

(6) 参加表明書の提出期限：令和2年8月27日（木曜日）午後5時まで

(7) 参加表明書の提出場所および方法：上記(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅

配便（信書については不可）または持参とする（郵送または宅配便により提出する場合は提出期限内に必着（分割提出可）のこと。）

(8) 技術提案書の提出期限：令和2年9月25日（金曜日）午後5時まで

(9) 技術提案書の提出場所および方法：上記(1)の事務局への郵送（簡易書留郵便）、宅配便（信書については不可）または持参とする（郵送または宅配便により提出する場合は提出期限内に必着（分割提出可）のこと。）

4 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する「伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、あらかじめ定めた評価基準および評価配点に基づき審査を行い、評価点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。

(2) 審査委員会：実施要項のとおり

(3) 評価基準および評価配点：実施要項のとおり

(4) 第一次審査

参加表明書を提出した者について、資格要件および技術提案書等の提出者を選定するための評価基準に基づき、参加表明書等の提出書類について評価を行い、評価点の高い者から5者程度を技術提案書等の提出者（第一次審査通過者）として選定する。

(5) 第二次審査

技術提案書等を提出した者（第一次審査通過者）について、契約予定者を特定する評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行い、評価点の最も高かった者を契約予定者として特定する。評価点が次に高かった者から順に補欠契約予定者とし、契約予定者と契約が成立しなかった場合は、順に補欠契約予定者が契約予定者となる。なお、プレゼンテーションおよびヒアリングの日時および場所については、第一次審査通過者に対し別途通知する。

5 契約の締結および違約金

提出された見積書に記載の見積額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格として契約する予定であるが、契約予定者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5を違約金として徴取する。なお、税法等の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

6 その他

(1) 本プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。

- (2) 参加表明書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 第二次審査時のプレゼンテーションは、非公開とする。
- (4) 参加表明書等を受理した後は、加筆、訂正および差し替え等は認めない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。
- (6) 本業務の契約成立までに、前記2の参加資格要件のうちひとつでも満たさないこととなった場合は、契約を締結しない。
- (7) 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）の整備実施設計の受注者およびその関連企業は、今後発注する伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）の整備に係る工事の受注者となることはできない。
- (8) その他詳細は、実施要項による。